

岩手県の医療費助成制度の更なる拡充を求める意見書

全国の地方自治体で実施されている医療費助成制度は、患者の経済的負担を軽減することで安心して医療が受けられるよう、乳幼児、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭等を対象に、自己負担分を助成する制度です。

岩手県の子どもの医療費助成の補助基準は、通院は未就学児、入院は小学校卒業までとなっており、3歳未満児は自己負担がありませんが、その他の対象者については一部自己負担があります。また、給付方法については、平成28年8月から、就学前の子どもにあっては現物給付方式を導入しましたが、その他の対象者については、窓口でいったん支払いをしなければならない償還払いとなっており、安心して医療機関を受診できる状況とはいえません。

住民の切実な願いに応え、県内の各自治体では、独自の上乗せをして助成拡大を行っておりますが、上乗せ分は全額が各自治体の負担となります。そのため、各自治体の財政力等により対象年齢、自己負担額、所得制限の有無など地域によってばらつきが生じている状況にあります。

成長期にある子どもの病気の早期発見と早期治療、治療の継続を確保するうえで、安心して医療機関を受診できるようにするための子どもの医療費助成制度が必要です。

本来は、国の施策として全国一律の医療費無料化を図るべきですが、県の補助基準の見直しは、制度拡大の契機となるものと考えます。

よって、県においては、次の事項を実施するよう求めます。

- 1 中学卒業までの子どもの医療費について現物給付方式にすること。
- 2 中学卒業までの子どもの医療費の自己負担を無償とすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成29年9月29日

岩手県北上市議会

(提出先)

岩手県知事